

令和4年度教育委員会定例会会議録

【日時】 令和4年4月7日（木）

【開会】 13時30分

【閉会】 14時04分

【場所】 教育会館 第1会議室

【出席委員】

教育長 小田嶋 満

教育長職務代理者 岡田 弘

委員 岩切 貴乃

委員 石井 孝

委員 野村 浩子

【欠席委員】

委員 田中 雅文

【出席職員】

教育次長 池之上 健一

総務部長 柴山 巖

職員部長 小澤 毅夫

庶務課長 鷹背 将行

庶務課担当課長 喜多 智英

職員部担当部長 佐藤 茂樹

庶務課課長補佐 伊藤 卓巳

教職員人事課長 細見 勝典

庶務課職員 和地 祥太

教職員人事課担当課長 西田 寛

調査・委員会担当係長 葛山 久志

書記 長谷川 俊太

【署名人】

委員 岡田 弘

委員 野村 浩子

(13時30分 開会)

1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。

この4月から、野村委員が新たに教育委員となっただいていますので、一言御挨拶いただければと思います。

【野村委員】

本年度から保護者委員としてお世話になります、野村浩子と申します。

これまでは地方局でアナウンサーとして勤務しておりまして、現在は子育てをしながらフリーランスとして、司会業やナレーターをしております。

長男が小学校に進んだことをきっかけに教育に興味を持ちまして、昨年度は教育改革推進会議のほうに参加しておりました。何分初心者ですので、至らないところ、勉強不足もあるかと思いますが、皆様から学びながら頑張りたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

では、会議を進めます。本日は、田中委員が欠席でございますが、「教育長及び在任委員の過半数」である4名以上の出席がございますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しており、会議は成立しております。

2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、13時30分から14時00分までといたします。

3 傍聴（傍聴者 1名）

【小田嶋教育長】

本日は、傍聴の申出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

また、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第2条の規定により、本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

では、異議なしとして傍聴を許可いたします。

4 非公開案件

【小田嶋教育長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、報告事項No. 5は、人事管理に係る内容であり、公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、非公開とすることによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

5 署名人

【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

岡田委員と野村委員をお願いいたします。

6 報告事項 I

報告事項No. 1 請願第5号（令和3年度）（2022年度教科書採択に関し「地域市民の民意を十分反映」できるための施策を求める請願）の報告について

【小田嶋教育長】

それでは、初めに報告事項Iに入ります。

「報告事項No. 1 請願第5号（令和3年度）（2022年度教科書採択に関し『地域市民の民意を十分反映』できるための施策を求める請願）の報告について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

【喜多庶務課担当課長】

教育委員会宛での請願を受け付けましたので、御報告いたします。初めに、書記より読み上げさせていただきます。

－請願第5号（令和3年度）読み上げ－

【喜多庶務課担当課長】

本日の教育委員会では、請願の取扱いについて御協議をお願いしたいと思います。

また、請願者より意見陳述を希望する旨の申出がございましたので、意見陳述の可否について、また、認める場合は何分程度とするか、併せて御協議いただきたく存じます。

説明は、以上です。よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

ただいま報告のありました、令和3年度に受け付けした請願第5号の取扱いにつきましては、今後審議していくということによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

次に、請願の意見陳述についてでございますが、これを認め、その時間については、10分程度ということではいかがでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定させていただきます。

報告事項No. 2 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 2 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

【喜多庶務課担当課長】

それでは、報告事項No. 2の1ページをごらんください。

初めに「1 臨時代理した事項」の(1) 制定した訓令につきましては、「川崎市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令」でございます。

次に、(2) 内容につきましては、「川崎市職員の給料等の支給に関する規則」の一部改正により、住居手当の支給要件及び住居届・通勤届の様式が変更されることに伴い、川崎市教育委員会職員服務規程で同様に規定している住居届・通勤届の様式を削り、「川崎市職員の給料等の支給に関する規則」に規定する住居届・通勤届の様式を引用する形に改めるなど所要の整備を行うものでございます。

次に、(3) 施行期日につきましては、令和4年4月1日としたものでございます。

次に「2 臨時代理を行った日」は、令和4年3月31日でございます。

次に「3 臨時代理を行った理由」といたしましては、令和4年4月1日から住居手当の支給要件が見直されることに伴い、同日までに訓令の規定を整備する必要がございましたことから、教育長が臨時に代理したものでございます。

説明は、以上です。

【小田嶋教育長】

何かご質問等がございますか。

それでは、報告事項No. 2について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 2は承認といたします。

報告事項No. 3 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 3 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

【喜多庶務課担当課長】

それでは、報告事項No. 3の1ページをごらんください。

初めに「1 臨時代理した事項」の(1) 制定した訓令につきましては、「川崎市教育委員会職員研修規程の一部を改正する訓令」でございます。

次に、(2) 内容につきましては、研修の委託先の組織の名称及び委託する研修の名称を改めるものでございまして、アの研修の委託先の組織の名称を、総務企画局行政改革マネジメント推進室から総務企画局人事部人材育成課に、イの委託する研修の名称を、行政改革マネジメント推進室研修から人材育成課研修に改めるものでございます。

次に、(3) 施行期日につきましては、令和4年4月1日としたものでございます。

次に「2 臨時代理を行った日」は、令和4年3月31日でございます。

次に「3 臨時代理を行った理由」といたしましては、令和4年4月1日から総務企画局行政改革マネジメント推進室内の一組織である人材育成担当が、総務企画局人事部人材育成課へ組織改編されることに伴い、同日までに訓令の規定を整備する必要がございましたことから、教育長が臨時に代理したものでございます。

なお、報告事項No. 3資料に、組織改編される総務企画局の組織図を添付しておりますので、ごらんいただければと存じます。

説明は、以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 3について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 3は承認といたします。

報告事項No. 4 令和4年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験の実施について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 4 令和4年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験の実施について」の説明を、教職員人事課担当課長、お願いいたします。

【西田教職員人事課担当課長】

それでは、報告事項No. 4「令和4年度実施 川崎市立学校 教員採用候補者選考試験の実施について」御説明させていただきます。

1の趣旨でございますが、この試験は、令和5年度採用予定の川崎市立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教員採用候補者を選考するために実施するものでございます。

2の募集対象・募集人員でございますが、表のとおり、小学校区分は、少人数学級実施の動向を踏まえ、昨年度より30名増の220名程度です。中学校／高等学校区分は各教科合わせて、90～95名で、昨年度と同様、全教科の募集をいたします。

また、高等学校（工業）は5～10名、特別支援学校区分は15～20名、養護教諭は10名程度の募集となります。

3の選考区分でございますが、（1）～（6）までのとおり、一般選考と特別選考があり、特別選考につきましてはⅠ～Ⅴの五つございます。

4の受験案内・パンフレットの配布でございますが、（1）のとおり、4月1日から、市内の各区役所・支所・出張所、行政サービスコーナー等で行うとともに、（2）のとおり、本市インター

ネットホームページ等に掲載しております。

裏面になります。5の受付期間でございますが、4月13日から5月20日までといたします。

6の第一次試験でございますが、7月10日の日曜日に実施いたします。今年度は川崎会場に加え、愛知会場、宮城会場で実施予定です。これまで2年間、新型コロナウイルス感染症感染拡大予防のため、地方試験会場が実施できていませんでしたが、会場を大学施設から民間施設に変更し、感染予防に努め、実施したいと考えております。

7の第一次試験結果通知でございますが、7月28日に受験者全員に文書で発送するとともにホームページにて公開する予定です。

次に、8の第二次試験でございますが、(1)(2)のAのとおり、「実技試験」は、8月9日に、中学校／高等学校区分の「音楽・美術・保健体育・英語」について実施いたします。

また、面接試験につきましては、(1)(2)のIのとおり、対象者全員に、8月16日から9月16日の期間で実施し、試験内容は場面指導と個人面接を実施いたします。

9の第二次試験結果通知でございますが、10月14日に受験者全員に文書で発送するとともにホームページにて公開する予定です。

最後に、10の主な変更点についてですが、三つございます。

一つ目は、特別選考Ⅱの対象条件についての変更です。

これまでは「臨時的任用職員・非常勤講師」の必要勤務経験数が、「11月以上」としてきましたが、令和4年度から「1年以上」に変更になりました。

二つ目は、特別選考Ⅱの対象条件に、「一般任期付職員」の勤務経験を追加いたしました。

令和4年5月1日現在、川崎市立学校において勤務していることが条件となります。

三つ目は、複数の教員免許状の取得者（見込者を含む）を対象とした加点の条件を追加しました。

(1) 中学校／高等学校区分受験者で、受験教科の中学校及び高等学校の免許状に加えて、高等学校「情報」・「福祉」・「商業」・「書道」のいずれかの免許状を有する方。

(2) 高等学校（工業）区分受験者で、高等学校「工業」の免許状に加えて、高等学校「数学」・「理科」・「情報」のいずれかの免許状を有する方。

(3) 特別支援学校区分受験者で、特別支援学校「知的障害者」・「肢体不自由者」・「病弱者」の全ての教育領域の免許状に加えて、「視覚障害者」または「聴覚障害者」の教育領域の免許状もしくは「自立活動教諭」のいずれかの免許状を有する方となります。

以上が採用試験の概要となります。

お手元に採用試験の募集のパンフレットがございますが、そちらの裏表紙をごらんください。

教員採用試験説明会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じながら市内の市民館等を会場とした説明会を4回、市外は仙台、名古屋、大阪、神戸の4会場で実施する予定です。また大学における説明会は、各大学の希望に合わせて、対面方式又はオンライン方式で実施してまいります。

その他の広報活動といたしましては、市政だよりの5月1日号や川崎市教育委員会ホームページで、教員採用試験の概要、川崎市の教育の取組、新しく作成しました教育長から受験者に送るメッセージを配信する予定です。

続いてパンフレットの11ページをごらんください。各校種の現役教員の紹介のページになり

ます。右下のQRコードからこの先生方のインタビュー動画を見られるようになっていました。後ほどぜひご覧ください。

さらに川崎市教員採用ツイッターやメールマガジンでも、教員や学校の魅力など受験者にとって有益な情報を公開してまいります。

今年度も、子どもたちに寄り添い、子どもの思いや願いを受け止め、子どもに意欲と感動を生み出していくような、教員としての適性ある人材の採用に努めてまいります。

以上になります。

【小田嶋教育長】

何か御質問等がございますでしょうか。

岩切委員。

【岩切委員】

御説明どうもありがとうございました。

2点、質問がございます。

一つ目なのですが、募集人員が昨年度より75名程度増えていると思いますけれども、この多くなった分、募集人員が増えないと質が下がってしまうという問題も出てくるかと思うんですけども、どのように集められるかということで、昨年に加えてやることを教えていただきたいというのが1点目です。

それから2点目ですけれども、大学説明会を行うというお話があったんですけども、何校ぐらい行うのかということをお話していただきたいと思います。

ごめんなさい、3点ありました。あと、三つ目の質問なのですが、先ほど資料の、10、主な変更点のところ挙げられました、令和4年度から1年以上に変更になったという理由やあるいはその加点について質問したいんですが、1年以上になった理由とそれから何点中何点の加点が加えられることになったのかを教えてください。

以上です。

【小田嶋教育長】

はい。では、初めに今年新しく取り組む、工夫することがあれば、そのことをお願いします。

【西田教職員人事課担当課長】

まず、75名増ということで、やはり小学校の35人学級の実施が学年が上がっていくこと、また小学校のほうで、高学年専科制度というのが導入が始まりまして、そちらの方たちは中学校・高等学校の免許がないといけないということで、そういった動向も踏まえ、募集人数のほうは増やしております。

昨年度に加えてということになりますと、新型コロナの関係で、なかなか大学等の説明会ができなかったということで、そちらをしっかりと力を入れていくということが新しいというよりも、しっかりともう一度やり直すというふうな取組を進めてまいります。今回はパンフレットから動画が見られるということが、一つ新たな取組かなというふうに思います。

大学説明会の学校数でございますが、まだ調整中で今後日程を詰めさせていただく大学もありますが、現在のところ72校ぐらいさせていただくところになっております。

それから1年、特別選考区部分の2のところの勤務経験のところは11月から1年になるというところなんですけど、以前、特に非常勤講師をされている先生方なんですけれども、夏休みに勤務実績がないというところで11月というようにしております。現在のところ、任用については、途切れず夏休みの期間が短くなっておりますので、8月の勤務実績もあるというところで、ほかの特別選考のうち、特別選考3の勤務実績1年以上と合わせた形で1年以上とさせていただくことにしました。

そして加点制度についてなんですけど、パンフレットの17ページ、そちらをごらんください。第一次試験どの選考区分においても100点満点で得点のほうをつけております。そちらのうちの5点というような加点になります。

【岩切委員】

ありがとうございました。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

石井委員。

【石井委員】

数字の5の受付期間で、インターネットの申込みが郵送より1週間早い13日の締切りなのですが、これは何か理由があるのでしょうか。

【小田嶋教育長】

お願いします。

【西田教職員人事課担当課長】

川崎市のホームページ等の電子申請システムを使っておりますので、申請していただいた方から、それを私どもも引っ張り出してという言い方でいいんでしょうかね、打ち出して書類にして確認するという作業がやはりございますので、郵送ですと直接その資料が手に取ることができますので、その辺りで1週間程度の締切りの違いを設けさせていただいております。

【石井委員】

分かりました。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

ちなみに、インターネットと郵送だと今どちらのほうが多いという感じですかね。

【西田教職員人事課担当課長】

まだ郵送のほうが。大分、半分半分に近づいてはまいりましたが。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

【岡田委員】

はい。

【小田嶋教育長】

岡田委員。

【岡田委員】

説明ありがとうございます。要というか、本市の教育の要になりますので、さらに受験者が増えるような御努力をぜひぜひお願いしたいというふうに思います。

それで、教えていただきたいんですが、説明会、このパンフレットの一番後ろに、パンフレットもすごくいいのができて、すばらしいなというふうに思います。

一番後ろに説明会があるんですが、これはウェブ上で同時に公開するとか、又は何かアーカイブにするとかっていうのがあるのかどうかというのが一つと、それから来年の話になってここでするのは何かとは思いますが、ここでしておいたほうがいいと思うので。

大学生の3年生ぐらいまでの方々は、従来の大学生の生活と全く違う生活をしていらっしゃるんです。というのは、コロナ禍において、例えば学園祭の経験が全くないとか、あってもものすごい縮小版でやっているとか、ボランティア活動等についても従来と違うものがありますので、ぜひ、次年度というか次のときに何かそこら辺のところも加味するというか、従来のものよりももう少し工夫すると受けやすくなるかなとかっていうそんな思いがあるものですから、お話ししたんですが。

私の質問は元に戻りまして、説明会のところでウェブ上で公開があるのかどうかとか、そこら辺を教えてください。

【西田教職員人事課担当課長】

本市の教育委員会のホームページのほうで、大学で説明会で使用させていただいていますパワーポイントのスライドにナレーションをつけた形で見られるような形を取っております。なかなか希望している方もいるんですが、大学のほうで学年説明会の開催がないという方もいらっしゃいますので、そういった形で全国の方が説明会の内容を聞いていただけるような工夫をしております。

【小田嶋教育長】

市民館等でこの会を配信するみたいな計画はないということですか。

【西田教職員人事課担当課長】

ちょっとまだそこまでは。機器等の問題もございますので。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

野村委員。

【野村委員】

質問と、あとは思ったこととか意見をお伝えさせていただきたいのですが、まず、質問がこの地方での会場の説明会というのは、どういった意図でこの地方の都市が選ばれているのかということをお伺いしたいというのが1点と、あとは教員になられる皆さん、教育課程は大学で取られると思いますので、そういったキャリアの逆算としては高校生ぐらいのうちからこの教員を目指していただけるようなそこに希望を持ってもらえるような働きかけが次年度以降あるとうれしいのかなというふうに思いました。

【小田嶋教育長】

では、質問と御意見ということだと思しますので、よろしくお願いします。

【西田教職員人事課担当課長】

まず地方会場の選び方なんですけれども、昨年度までの数年の受験者の出身大学とか、出身地の動向を踏まえた形で、受験者がより集まる地域を選ばせていただいております。

それから、高校生の働きかけというところで一部の市立高校では、こちらのパンフレットをお持ちいただいて、教育課程の中で一部取り入れているということもお聞きしています。大学を選ぶ段階で、やはり教育の大学を選んでいただくということがまず一つなのかなというふうなことを考えておりますので、貴重な御意見、また今後のために使わせていただきます。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 4について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 4は承認といたします。

傍聴人の方に申し上げます。

会議開催当初にお諮りして決定しましたとおり、これからは、非公開の案件となりますので、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方は御退室いただくようお願いいたします。

<以下、非公開>

7 報告事項Ⅱ

報告事項N○. 5 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

細見教職員人事課長が説明した。

報告事項N○. 5は承認された。

8 閉会宣言

【小田嶋教育長】

本日の会議は、これもちまして終了いたします。

(14時04分 閉会)